放射性輸送物に関する説明	［略］		
	位元素等の仕様運搬する放射性同（注９）	［略］	
		［略］	
		［略］	
		［略］	
		［略］	
		［略］	
	容器（注13）	［略］	
		［略］	
		［略］	
		［略］	
	容器（注13）	容器の維持の状況	
		シールの貼付け等の状況（注14）	
運搬方法に関する説明（注15）	使用する運搬機器の種類（注16）		
	［略］		
	［略］		

注　１　［略］

２　「所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録運搬物確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

３　「原子力規制委員会」　登録運搬物確認機関に申請する場合は登録運搬物確認機関の長宛てとすること。

４～13　［略］

14　「シールの貼付け等の状況」　シールの貼付け等の位置及び構造について記載するとともに、当該記載が確認できる図面を放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書に記載すること。

15　［略］

16　［略］

備考１・２　［略］

３　この申請書には、第18条の15第１項（同条第３項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第１項第２号及び第３号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

４　［略］

放射性輸送物に関する説明	［同上］		
	位元素等の仕様運搬する放射性同（注９）	［同上］	
		［同上］	
		［同上］	
		［同上］	
		［同上］	
		［同上］	
	容器（注13）	［同上］	
		［同上］	
		［同上］	
		［同上］	
	容器（注13）	容器の維持の状況	
運搬方法に関する説明（注14）	使用する運搬機器の種類（注15）		
	［同上］		
	［同上］		

注　１　［同上］

２　「所定の金額の収入印紙をはり、消印をしないこと。」　原子力規制委員会に申請する場合は、手数料の額に相当する収入印紙を貼り付け、登録運搬物確認機関に申請する場合は、収入印紙に代えて当該登録運搬物確認機関の運搬物確認業務規程に定めるところによる料金を当該登録運搬物確認機関に納付すること。

３　「原子力規制委員会」　登録運搬物確認機関に申請する場合は登録運搬物確認機関の長あてとすること。

４～13　［同上］

［加える。］

14　［同上］

15　［同上］

備考１・２　［同上］

３　この申請書には、第18条の15第１項（同条第２項の規定により書類の提出を省略する場合にあつては、同条第１項第２号及び第３号を除く。）に規定する書類を、それらの書類の一覧表と共に添えること。

４　［同上］